

# 四條畷市立田原中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

## はじめに

「四條畷市いじめ防止対策基本方針」に基づき、学校がいじめの防止等のための基本的な考え方を「田原中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)において、「いじめ」は、「生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた生徒等の立場になって、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど注意深く確認する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所での被害発生を踏まえ、背景など事情の調査を行い、生徒等の感じる被害性に着眼し、いじめに該当するか否かの判断を行う。

## 2 いじめの防止等に関する学校組織「特別支援対策委員会・いじめ防止対策委員会」

### (1)構成委員

学校長、教頭、養護教諭、生徒指導主事、学年主任、学年教員、支援学級担任、  
特別支援教育コーディネーター、SC、SSW

### (2)主な取組み

- ①いじめの防止等に係る年間計画の作成、実行、検証、修正
- ②いじめの防止等に係る校内研修を企画・実施
- ③学校いじめ防止基本方針の点検・見直し(PDCA サイクルの実行を含む)

## 2 いじめの防止等に関する取組み

### (1)いじめの未然防止

田原中学校は、生徒が、道徳教育や人権教育、社会体験、自然体験、ボランティア活動等を通じて、一人ひとりが互いに認め合うことの大切さを十分に理解できるよう、発達段階に応じた教育課程を推進する。いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。インターネット上のいじめの防止に関しては、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネット等を利用するための情報モラル教育を推進する。

### (2)いじめの早期発見

田原中学校ではすべての教職員が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人が気づきにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装うなど、いじめと判断しにくい場合もあると認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な認知に努める。

また、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化を見逃さないよう情報収集に努めるとともに、hyper-QUや、学校生活アンケート調査を定期的に行い、加えて教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握を組織的に取り組む。

\*hyper-QU:教員が、望ましい集団作づくりを行うため、生徒等を対象に実施する質問紙調査

### (3)いじめの早期対処

学校の教職員が、生徒等からいじめ相談を受けた場合、また事実があると思われるときは、被害生徒を守り、一人で抱え込まず、速やかにケース会議等で関係機関と連携して情報共有を図る。

#### (4)いじめへの組織的な対処

教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもと、第一に被害生徒等を守り通す。

加害生徒等には、成長支援の観点を踏まえ、自らの生活や行動などの反省を促し、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

#### (5)いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること(3 か月を目安)

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめ再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察する。

(6)いじめ防止のための年間計画

|     | 地域・保護者と<br>連携した取り組み                       | 未然防止のための<br>取り組み                             | 早期発見のための<br>取り組み  | 早期対処・組織的対応のた<br>めの取り組み                         |
|-----|-------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------|
| 4月  | 入学式・始業式<br>授業参観<br>二者懇談(希望制)              | 生徒オリエンテーション<br>学級開き<br>前期各種委員会選出             | 小中連携担当者会          | 特別支援対策委員会<br>学校基本方針確認<br>生徒指導部会・小生指            |
| 5月  | 田原地区教育推進協議会                               | 生徒総会<br>Hyper—QU実施<br>各種委員会                  |                   | 生徒指導部会・小生指                                     |
| 6月  | 平和集会<br>田原地区教育推進協議会                       | 環境学習1年<br>ブロックミーティング<br>3Gマッチ<br>文化学習発表会の取組み | 道徳研修<br>生活アンケート①  | 生徒指導部会・小生指<br>小中連絡会                            |
| 7月  | 三者懇談<br>田原地区教育推進協議会<br>非行防止教室<br>薬物乱用防止教室 | ブロックミーティング<br>Hyper—QU分析                     | 1学期反省             | 田原小中一貫推進会議<br>生徒指導部会・小生指                       |
| 8月  | 合同パトロール<br>教育フォーラム                        |                                              | 道徳研究授業            | 特別支援対策委員会<br>生徒指導部会・小生指<br>田原こ小中合同研修会          |
| 9月  | 文化学習発表会<br>田原地区教育推進協議会                    | ブロックミーティング<br>体育大会の取組み<br>修学旅行3年             |                   | 生徒指導部会・小生指                                     |
| 10月 | 体育大会<br>田原地区教育推進協議会                       | 後期各種委員会選出<br>学級討議<br>車いす体験1年<br>環境学習2・3年     |                   | 田原小中一貫推進会議<br>生徒指導部会・小生指                       |
| 11月 | 授業参観<br>ケイタイ安全教室                          | 生徒総会<br>校外学習1年<br>職業聞き取り2年<br>2者懇談3年<br>QU実施 | 生活アンケート②          | 生徒指導部会・小生指                                     |
| 12月 | クリーン作戦<br>三者懇談<br>田原地区教育推進協議会             | ブロックミーティング<br>リーダー研修会<br>QU分析                | 2学期反省             | 生徒指導部会・小生指                                     |
| 1月  | 半日入学<br>大とんど                              | ブロックミーティング                                   | 道徳公開授業            | 特別支援対策委員会<br>小中連絡会<br>田原こ小中合同研修会<br>生徒指導部会・小生指 |
| 2月  | 授業参観<br>田原地区教育推進協議会                       | スキー林間2年<br>2者懇談・奉仕活動3年                       | 生活アンケート③          |                                                |
| 3月  | 卒業式<br>田原地区教育推進協議会                        | 3年生を送る会                                      | 田原小中引き継ぎ<br>3学期反省 | 次年度に向けて引き継ぎ                                    |

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態とは

##### いじめ防止対策推進法 第28条

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### (2) 調査

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)」により適切に対応する。

#### (3) 報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会、関係機関に報告する。

#### (4) 調査の組織

学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される、特別支援対策委員会・いじめ防止対策委員会をもとに取り組む。

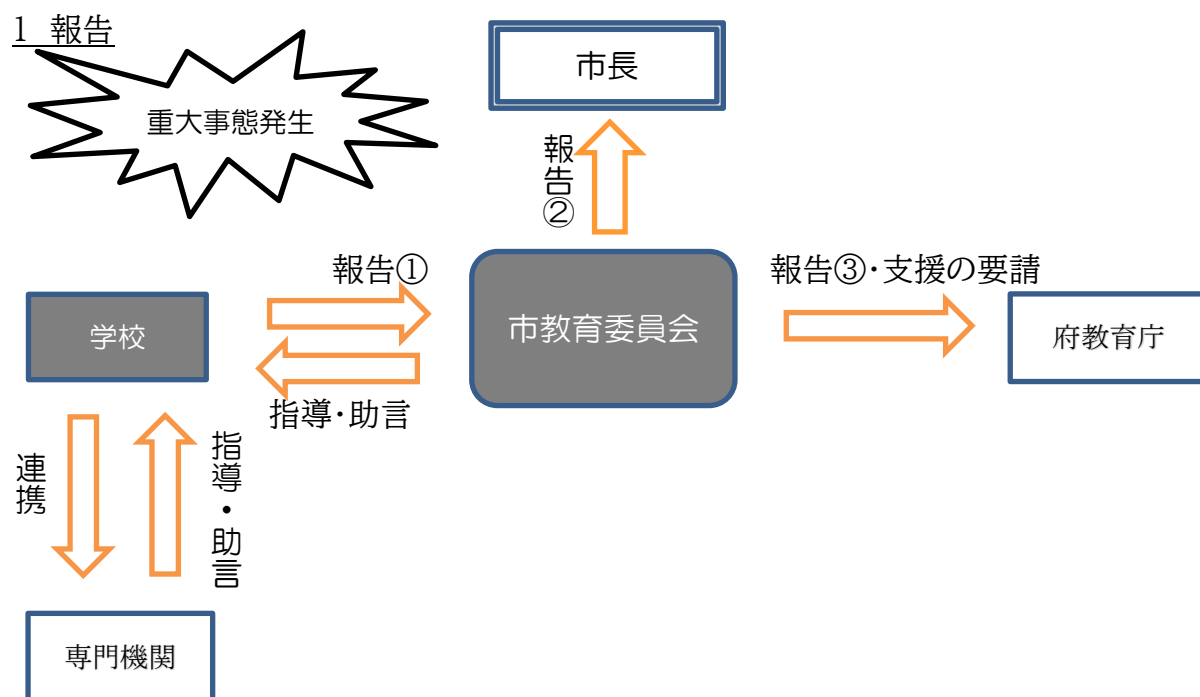
#### (5) 調査の実施

いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係、教職員がどのように対処したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

#### (6) 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

## (7) 重大事態発生時の対応



## 2 調査

### ① 学校主体で調査する場合

